迴避規定及說明
回避規定及び説明

為了維護法院審理案件的公正，中華民國相關法規設有法院人員應「迴避」的規定，包括：(一)自行迴避，也就是說法官等人員，如果與案件的當事人或案件有特定關係，就應自行迴避，不得執行職務；(二)當事人聲請迴避，也就是當事人知悉、發現法官等人員有應自行迴避而未迴避之情形，或有其他明顯事證，足以認為他們有偏頗的可能，可用書面敘明理由後向法院聲請迴避。

裁判所における事案審理の公正を保つため、中華民国の関連法規は、裁判所職務担当者が「回避」すべき事情を定めています。

（一）自ら回避、すなわち裁判官等職務担当者は、事案の当事者又は事案と特定の関係がある場合には、自らこれを回避しなければならず、職務を執行することはできません。

（二）当事者の申立てによる回避、すなわち当事者は、裁判官等職務担当者が自ら回避すべき事案にもかかわらず回避していないことを知っている、若しくは新たに発見した場合、又はその他の明らかな事実や証拠により職務担当者に偏向のおそれがあると認めるに足る場合には、書面を以ってその理由を述べ、裁判所に対し回避の申立てをすることができます。

此外，如果通譯人員就傳譯案件有法定應自行迴避事由，也不得執行職務；且通譯就傳譯案件如有利益衝突或其他影響其忠實、中立執行職務之情形，應主動告知法院。

このほか、通訳人も、通訳する事案について法律で定められた自ら回避すべき事由がある場合には、職務を執行することができません。さらに、通訳人は、通訳する事案について利益の衝突又は忠実、中立な職務執行に影響するその他の事情がある場合には、その旨を自ら裁判所に告知しなければなりません。

如您發現案件中的法官或通譯人員，有上述情況，請即時向法院反應，以確保您的權益。

事案を担当する裁判官又は通訳人について、上記の事情があることを発見した場合には、ご自身の権益を守るために、速やかに裁判所にお知らせください。

相關的民事訴訟法及行政訴訟法規定如下：
民事訴訟法及び行政訴訟法の関連規定は以下のとおりです。

民事訴訟法第 32 條

法官有下列各款情形之一者，應自行迴避，不得執行職務：
一、法官或其配偶、前配偶或未婚配偶，為該訴訟事件當事人者。
二、法官為該訴訟事件當事人八親等內之血親或五親等內之姻親，或曾有此親屬關係者。
三、法官或其配偶、前配偶或未婚配偶，就該訴訟事件與當事人有共同權利人、共同義務人或償還義務人之關係者。
四、法官現為或曾為該訴訟事件當事人之法定代理人或家長、家屬者。
五、法官於該訴訟事件，現為或曾為當事人之訴訟代理人或輔佐人者。
六、法官於該訴訟事件，曾為證人或鑑定人者。
七、法官曾參與該訴訟事件之前審裁判或仲裁者。

民事訴訟法第 32 条

裁判官は、下記に掲げる事情がある場合には、自ら回避しなければならず、職務を執行することはできない。
一、裁判官又はその配偶者、前配偶者若しくは内縁の夫若しくは妻が、当該訴訟事件の当事者である場合。
二、裁判官が、当該訴訟事件の当事者の八親等内の血族若しくは五親等内の姻族である、又は過去にこの親族関係があった場合。
三、裁判官又はその配偶者、前配偶者若しくは内縁の夫若しくは妻が、当該訴訟事件につき当事者と共同権利者、共同義務者又は償還義務者の関係にある場合。
四、裁判官が現在又は過去に、当該訴訟事件の当事者の法定代理人又は世帯主、同居家族である場合。
五、裁判官が当該訴訟事件において、現在又は過去に当事者の訴訟代理人又は補佐人である場合。
六、裁判官が当該訴訟事件において、過去に証人又は鑑定人であった場合。
七、裁判官が過去に当該訴訟事件の前審の裁判又は仲裁に参与した場合。

民事訴訟法第 33 條

遇有下列各款情形，當事人得聲請法官迴避：
一、法官有前條所定之情形而不自行迴避者。
二、法官有前條所定以外之情形，足認其執行職務有偏頗之虞者。
當事人如已就該訴訟有所聲明或為陳述後，不得依前項第二款聲請法官迴避。但迴避之原因發生在後或知悉在後者，不在此限。

民事訴訟法第 33 条

下記に掲げる事情がある場合には、当事者は裁判官の回避を申立てることができる。

一、 裁判官が、前条に定められた事情があるにもかかわらず自ら回避しない場合。
二、 裁判官に、前条で定められた以外の事情があり、その職務の執行に偏向のおそれがあると認めるに足る場合。

当事者は、当該訴訟についてすでに声明または陳述を行った後には、前項第二号に基づき裁判官の回避を申立てることはできない。但し、回避の原因がその後に発生した、又は回避の原因をその後に知った場合は、この限りではない。

行政訴訟法第 19 條

法官有下列情形之一者，應自行迴避，不得執行職務：
一、有民事訴訟法第三十二條第一款至第六款情形之一。
二、曾在中央或地方機關參與該訴訟事件之行政處分或訴願決定。
三、曾參與該訴訟事件相牽涉之民刑事裁判。
四、曾參與該訴訟事件相牽涉之法官、檢察官或公務員懲戒事件議決或裁判。
五、曾參與該訴訟事件之前審裁判。
六、曾參與該訴訟事件再審前之裁判。但其迴避以一次為限。

行政訴訟法第 19 条

裁判官は、下記に該当する場合には、自ら回避しなければならず、職務を執行することはできない。

一、 民事訴訟法第三十二条第一項乃至第六項に該当する場合。
二、 過去に中央又は地方の機関において当該訴訟事件の行政処分又は行政不服申立てに対する決定に参与した場合。
三、 過去に当該訴訟事件に関連する民事裁判、刑事裁判に参与した場合。
四、 過去に当該訴訟事件に関連する裁判官、検察官或いは公務員懲戒事件の議決或いは裁判に参与した場合。
五、 過去に当該訴訟事件の前審裁判に参与した場合。
六、 過去に当該訴訟事件の再審前の裁判に参与した場合。但しその回避は一度限りとする。